

広島地方最低賃金審議会  
令和2年度第2回 広島県建設用・建築用金属製品、  
その他の金属製品製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和2年10月15日(木) 14時54分～15時36分		
開始場所	広島合同庁舎4号館2階 11号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 広島県金属製品製造業最低賃金の改正決定について 2 その他		
<b>議 事 要 旨</b>			
<p>1 広島県金属製品製造業最低賃金の改正決定について</p> <p>事務局から前回の専門部会の審議経過と現時点での他府県の結審状況について説明を行ったのち、部会長から労働者側委員および使用者側委員に、最低賃金の改正について意見表明が求められた。</p> <p>労働者側委員からは、「業界の厳しい状況は承知しているが、連合広島、JAMの広島、基幹労連の中小企業の春闘の結果で、ベースアップ的な部分の金額を根拠に、5円の引上げを提示したい。コロナの影響は業種により異なり、金属関係では影響を受けた企業は少ない。優秀な人材の確保のためにも、労働条件として賃金がまずは重要と考えることから、引上げが必要と考える。」との意見表明があった。</p> <p>それに対して、使用者側から、「業界は厳しい状況。これまで特定最賃が地域最賃以上の引上げ額となったことはないので、地域最賃の改正がなかったことから引上げ額は提示できない。」との意見表明があった。</p> <p>審議を続けた結果、労働者側からは3円引上げ、使用者側からは1円引上げの意見表明があった。</p> <p>しかし、双方の意見の隔たりが大きく結審は難しい状況であることから、審議を次回に持ち越すこととなった。</p> <p>2 その他</p> <p>今後の専門部会の日程調整が行われた。</p> <p>第3回 広島県金属製品製造業最低賃金専門部会 日 時 10月29日(木)13時00分～ 会 場 合同庁舎1号館附属棟2階 大会議室 主な議題 広島県金属製品製造業最低賃金の改正決定について</p>			